

室使用時のお願いについて

R5.5.8

いつも公民館を御利用いただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症への対策については、令和 5 年 5 月 8 日以降、感染症法上の位置づけが 5 類に移行され、政府の基本的対処方針や各種ガイドラインが廃止されたことから、利用者の皆様に一律の対応を求めないこととなります。

公民館の利用に当たっては、「三つの密」の回避や人と人との距離の確保、換気、手洗い等の手指衛生等が感染防止対策として有効とされていますので、引き続き御協力ください。

当面の間、館内各所に手指消毒液を設置しますので、適宜御利用ください。

また、マスク着用については、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることが基本となりますが、感染防止対策としてマスクの着用が効果的な場面では、着用が奨励されています。

なお、今後も国及び道の動向、本市における新型コロナウイルス感染者の発生状況等を踏まえ変更する場合があります。